
長崎県行政書士会ホームページ規約

(趣旨)

第1条 この指針は、長崎県行政書士会（以下、「本会」という。）が、本会のホームページ（以下、「本会サイト」という）を適切且つ円滑に管理運営するために必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本会サイトは、一般の閲覧者、会員への情報提供の手段として構築するものとし、行政書士の知名度向上及び制度の普及に資することを目的とする。

(所管)

第3条 本会サイトの管理運営は、高度情報化対策委員会が所管する。

- 2 高度情報化対策委員会は、本会サイトの運用、更新及び管理に関わる作業の一部を、本会が契約する管理会社に委託することができる。
- 3 役員及び本会会則等に規定する各部各委員会は、本会サイトの内容の充実に協力しなければならない。掲載を希望する場合は、高度情報化対策委員会に申し出るものとする。

(掲載基準)

第4条 本会サイトは、次の各号の掲載基準に抵触するものであってはならない。

- (1) 法令及び本会会則並びに公序良俗に反しないこと。
 - (2) 本会及び行政書士の名誉並びに品位を汚さないこと。
 - (3) 個人及び他の組織を誹謗中傷したり、プライバシーを侵害したりするものではないこと。
 - (4) 虚偽のものではないこと。
 - (5) 他の知的財産権を侵害するものではないこと。
- 2 前項の掲載基準に抵触するか否かの判断は、高度情報化対策委員会が行う。
 - 3 会員のホームページは、本会サイトに掲載しない。
 - 4 高度情報化対策委員会は、本会サイトの内容が第1項の掲載基準に抵触すると判断した場合は、当該箇所を直ちに削除することができる。

(個人情報利用目的)

第5条 本会サイトの各サービスの利用に関し、書面や本会サイト上を通じて取得した個人情報は、サービス提供を行う目的の範囲内でのみ利用する。

(本会サイトへのリンク等)

第6条 本会サイトへのリンクは原則として自由とする。ただし、本会サイトの内容を無断転載等してはならない。

- 2 本会サイトから会員ホームページへのリンクはしない。

(権利の帰属)

第7条 本会サイトのコンテンツに関する権利（知的財産権）は本会に帰属する。

(接続管理)

第8条 本会サイトのデータを置くサーバーは、高度情報化対策委員会が管理する。

ただし、本会が契約する管理会社に委託することができる。

(免責事項)

第9条 利用者が本会サイトの情報を用いて行ったことによって生じた損害について、

本会は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この指針に定めるもののほか、本会サイトの管理運営に必要な事項は高度情報化対策委員会で決する。

附 則

1. 「長崎県行政書士会ホームページにリンクする会員ホームページに関する規約」は、廃止する。
2. この指針は平成24年7月31日から施行する。